

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公開番号】特開2019-203(P2019-203A)

【公開日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2017-115775(P2017-115775)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月4日(2020.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機において、

可動部品と、

前記可動部品を動作させる駆動電気部品と、

制御信号が入力される制御信号線とクロック信号が入力されるクロック信号線とを含む

第1信号線から入力される制御信号を駆動信号に変換して第2信号線に出力する変換回路と、

前記第2信号線から入力される駆動信号に応じて、前記駆動電気部品を駆動させる駆動回路と、

を備える基板を有し、

前記変換回路には、該変換回路を動作させるために所定電源の供給ラインが接続されるとともに、該所定電源の供給ラインは、前記制御信号線及び前記クロック信号線のノイズを除去するためのノイズ除去回路及び前記第2信号線の電圧をプルアップさせるプルアップ回路に接続されており、

前記電気部品を動作させるための電源は、前記所定電源が供給される電源線とは異なる電源線により供給され、

前記所定電源の供給ラインに接続される電源線は、第1電源線及び第2電源線を含み、

前記第1電源線及び前記第2電源線は、コネクタを介して前記基板に接続されるとともに、前記コネクタにおける前記第1電源線の端子と前記第2電源線の端子とは、離間して配置されている、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 遊技を行う遊技機において、

可動部品と、

前記可動部品を動作させる駆動電気部品と、

制御信号が入力される制御信号線とクロック信号が入力されるクロック信号線とを含む第1信号線から入力される制御信号を駆動信号に変換して第2信号線に出力する変換回路と、

前記第2信号線から入力される駆動信号に応じて、前記駆動電気部品を駆動させる駆動回路と、

を備える基板を有し、

前記変換回路には、該変換回路を動作させるために所定電源の供給ラインが接続されるとともに、該所定電源の供給ラインは、前記制御信号線及び前記クロック信号線のノイズを除去するためのノイズ除去回路及び前記第2信号線の電圧をプルアップさせるプルアップ回路に接続されており、

前記電気部品を動作させるための電源は、前記所定電源が供給される電源線とは異なる電源線により供給され、

前記所定電源の供給ラインに接続される電源線は、第1電源線及び第2電源線を含み、前記第1電源線及び前記第2電源線は、コネクタを介して前記基板に接続されるとともに、前記コネクタにおける前記第1電源線の端子と前記第2電源線の端子とは、離間して配置されている。

手段1の遊技機は、

遊技を行う遊技機（スロットマシン1）において、

第1信号線（シリアル制御信号1の信号線、クロック信号1の信号線）から入力される制御信号を駆動信号に変換して第2信号線（パラレル制御信号1、2の信号線）に出力する変換回路（シリアル／パラレル変換回路1）と、

前記第2信号線から入力される駆動信号に応じて、電気部品（左側LED57b、右側LED57c）を駆動させる駆動回路（LED駆動回路1、2）と、

を備え、

前記変換回路には、該変換回路を動作させるために所定電源（電源VCC）が接続されるとともに、該所定電源は、前記第1信号線のノイズを除去するためのノイズ除去回路（ノイズ除去回路1）及び前記第2信号線の電圧をプルアップさせるプルアップ回路（プルアップ抵抗1）に接続されており、

前記所定電源は、複数の配線（電源線VCC1、VCC2）を介して供給されることを特徴としている。

この特徴によれば、第1信号線から入力される制御信号を駆動信号に変換する変換回路を動作させるための所定電源が、第1信号線のノイズ除去回路及び第2信号線のプルアップ回路に接続された構成において、所定電源が複数の配線を介して入力されることで、所定電源の供給が停止し難くなるため、所定電源の供給が停止することにより、電気部品が意図せずに動作してしまうことを防止できる。